## 生物群集保護林における「復元」について

- 林野庁通達における「復元」とは、
  - 世界的な価値を有しているものの、人為、災害または同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、
  - ▶ 専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法 を定め、
  - ▶ それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、
  - ▶ 潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること
- ◆ 林野庁で現在、想定されている優先対象は、木曽ヒノキ等の温帯性針葉樹林。 (平成26年度の本庁における有識者会議の報告に基づく。)
- 森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、林野庁と事前調整の上、保護林管理委員会の下に、対象保護林ごとに保護林復元部会を設置。
- 森林管理局長は、保護林復元部会の意見を踏まえ、目標林型、復元手法、実行管理体制等を含む復元計画を策定。
  - →「復元」については、中部森林管理局における木曽ヒノキに関する先行事例等も参考にしながら、対象・目的等を明確化しながら検討する必要あり。